

「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」に係る留意点等

1 経緯

令和 6 年 4 月 1 日から改正介護保険法が施行され、これまで地域包括支援センター(いきいき支援センター)のみが実施することができた要支援者の給付管理(「介護予防支援」)が、指定を受けた居宅介護支援事業所(以下、「介護予防支援事業所」という。)も実施できるようになります。

しかしながら、要支援者への給付管理でも、総合事業のみで構成される「介護予防ケアマネジメント」の実施は、これまで通り地域包括支援センター(いきいき支援センター)に限られます。要支援者への給付管理をする際、総合事業以外のサービスの有無で取扱いが変わるため、これに係る留意点等を本資料にて整理します。

介護予防支援	・ <u>総合事業以外を含む</u>サービスを利用する要支援者への給付管理。 ・ R6. 4. 1 から、指定を受けた介護予防支援事業所が実施可能。
介護予防ケアマネジメント (第 1 号介護予防支援)	・ <u>総合事業のみ</u>を利用する要支援者(事業対象者含む)への給付管理。 ・ R6. 4. 1 から、いきいき支援センターのみが実施。

2 留意点

(1) 「契約」の取扱い

介護予防支援として「利用者」と「介護予防支援事業所」が契約を締結する際、市が示す『覚書(案)』を参考に、介護予防ケアマネジメントに切り替わった際の覚書を利用者と締結し、覚書の写しと被保険者証の写しをいきいき支援センターに送ってください。これは、ケアプラン上は総合事業以外のサービスを予定しているケースでも、体調等の理由により実際の利用が総合事業のみとなる月へ対応するためです。そのような月は、これまで通りいきいき支援センターからの委託となります。この委託に備え、「いきいき支援センター」と「居宅介護支援事業所」の委託契約が存在しない場合は締結してください(他ケース等で締結済の場合は不要)。

(2) 「事業所の届出」の取扱い(【事例】を参照)

被保険者証に紐づけられている給付管理を行う事業所の情報は 2 事業所を同時に登録できません。そのため、体調等の理由により実際の利用が総合事業のみとなる月については、『居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書』(以下、「居宅届出書」という。)を被保険者証と一緒に区役所に提出し、事業所の情報を変更する必要があります。また、その月の分の給付管理はいきいき支援センターが実施します。

(3) 「単価」の取扱い

介護予防支援を委託ではなく直接実施していた場合、472 単位(5,215 円)の満額が給付されますが、介護予防ケアマネジメントは委託となるため 442 単位(4,884 円)に按分率である 80.4%を掛けた 3,926 円が給付されます。

(4) その他

総合事業のみ利用となった月に、誤って介護予防支援費を請求してしまった場合等、請求誤りにお気づきの際は、誤った請求を取り下げ、適切な区分での再請求をお願いします。

ある月だけが総合事業のみの利用となった場合(利用月内に居宅届出書を提出)

【事例1】※利用月内に居宅届出書の提出が間に合った場合

- 「①予防専門型訪問サービス(ヘルパー)」と「②介護予防訪問看護」を利用するケアプランを作成した。
- 5月は「①ヘルパー」「②介護予防訪問看護」とともに利用し、介護予防支援事業所が給付管理を実施した。
- 6月は6/1に「①ヘルパー」を利用した。6/2に転倒してそのまま入院し、「②介護予防訪問看護」を利用しないまま6月中は退院せず、結果的に6月は総合事業のみの利用となった。
- ➡総合事業のみの利用となった月の給付管理は地域包括支援センターの業務となるため、6月分の給付管理は、いきいき支援センターが実施する。
- 6月中に居宅届出書を提出し、7月は退院して「①ヘルパー」「②介護予防訪問看護」とともに利用したので、介護予防支援事業所が給付管理を実施する。

時期(目安)	利用者	介護予防支援事業所	いきいき支援センター	区役所
6月2日	○転倒・入院	○利用サービス停止 ○いきいき支援センターへ6月分の給付管理がいきいき支援センターとなる可能性を連絡		
6月下旬 ～6月末日	○6月の退院不可が確定	○6月分の給付管理をいきいき支援センターへ依頼	○利用者の被保険者証を預かり、区役所へ居宅届出書(6/1～いきいき支援センター)提出	○居宅届出書を受理・登録、被保険者証を発行
～7月5日		○6月の利用分をいきいき支援センターへ報告		
～7月10日			○国保連へ6月分を請求	
～7月末日	○退院・サービスの再開	○サービスの再開(ヘルパー・訪問) ○いきいき支援センターへ7月の給付管理が介護予防支援事業所に戻ることを連絡 ○利用者の被保険者証を預かり、区役所へ居宅届出書(7/1～介護予防支援事業所)を提出		○居宅届出書を受理・登録、被保険者証を発行
8月1日 ～8月10日		○国保連へ7月分を請求		

※ 時期は目安です。退院時期決定の遅れ等で全体的なスケジュールがずれ込み、月遅れ請求となることもあります。特に居宅届出書の提出が利用月の末日を超えた場合は月遅れ請求となりますので【事例2】を参照してください。

ある月だけが総合事業のみの利用となった場合(利用月の翌月以後に居宅届出書を提出・翌月退院)

【事例2】※居宅届出書の提出が利用月の翌月以後となった場合(翌月退院)

- 「①予防専門型訪問サービス(ヘルパー)」と「②介護予防訪問看護」を利用するケアプランを作成した。
- 5月は「①ヘルパー」「②介護予防訪問看護」ともに利用し、介護予防支援事業所が給付管理を実施した。
- 6月は6/1に「①ヘルパー」を利用した。6/2に転倒してそのまま入院し、「②介護予防訪問看護」を利用しないまま6月中は退院せず、結果的に6月は総合事業のみの利用となった。(6月分の給付管理はいきいき支援センターが行う)
- 6月の居宅届出書の提出は間に合わなかった。7月は退院して「①ヘルパー」「②介護予防訪問看護」ともに利用したので、介護予防支援事業所が給付管理を実施する。

時期(目安)	利用者	介護予防支援事業所	いきいき支援センター	区役所
6月2日	○転倒・入院	○利用サービス停止 ○いきいき支援センターへ6月の給付管理がいきいき支援センターとなる可能性を連絡		
6月中に居宅届出書を提出できなかったため、6月利用分の請求は月遅れ請求となる。				
7月1日～	○6月中は退院できなかった	○6月分の給付管理をいきいき支援センターへ月遅れ請求として依頼(6月の利用状況を併せて報告)	※月をまたいだ場合、すぐに居宅届出書を提出せず、7月の退院目途を確認してから対応	
～7月末日	○退院・サービスの再開	○サービスの再開(ヘルパー・訪問) ○いきいき支援センターへ7月分の給付管理は介護予防支援事業所となることを連絡 ○利用者の被保険者証を預かり、区役所へ居宅届出書提出(6/1～6/30 いきいき支援センター、7/1～介護予防支援事業所の担当として2枚の届出を提出) ○届出の処理を完了後、いきいき支援センターに連絡 ○国保連へ7月分を請求		○居宅届出書を受理・登録、被保険者証を発行
8月1日 ～8月10日			○国保連へ6月分を請求	

6月:いきいき支援センター
7月:介護予防支援事業所
とする処理を同時にするため、2枚の届出をまとめて提出しています。

※ 時期は目安です。退院時期決定の遅れ等により、全体的なスケジュールが変更となることもあります。特に7月中の退院ができない場合は、【事例3】を参照してください。

ある月だけが総合事業のみの利用となった場合(利用月の翌月以後に居宅届出書を提出・翌月退院なし)

【事例3】※居宅届出書の提出が利用月の翌月以後となった場合(翌月退院なし)

- 「①予防専門型訪問サービス(ヘルパー)」と「②介護予防訪問看護」を利用するケアプランを作成。
- 5月は「①ヘルパー」「②介護予防訪問看護」ともに利用し、介護予防支援事業所が給付管理を実施。
- 6月は6/1に「①ヘルパー」を利用。6/2に転倒してそのまま入院し、「②介護予防訪問看護」を利用しないまま6月中は退院せず、結果的に6月は総合事業のみの利用となった。(6月分の給付管理はいきいき支援センターが行う)
- 6月の居宅届出書の提出は間に合わなかった。また、7月は退院しなかった。

時期(目安)	利用者	介護予防支援事業所	いきいき支援センター	区役所
6月2日	○転倒・入院	○利用サービス停止 ○いきいき支援センターへ6月の給付管理がいきいき支援センターとなる可能性を連絡		
6月中に居宅届出書の提出ができなかったため、6月利用分の請求は月遅れとなる。				
7月1日～	○6月中は退院できなかった	○6月分の給付管理をいきいき支援センターへ月遅れ請求として依頼(6月の利用状況も併せて報告)		
～7月末日	○7月の退院不可が確定	○いきいき支援センターへ7月中は退院できないことを連絡	○利用者の被保険者証を預かり、区役所へ居宅届出書提出(6/1～いきいき支援センター)	○居宅届出書を受理・登録、被保険者証を発行
8月1日 ～8月10日 ～8月末日	○退院・サービスの再開	○サービスの再開(ヘルパー・訪看) ○いきいき支援センターへ連絡(8月分の給付管理は介護予防支援事業所となることを連絡) ○利用者の被保険者証を預かり、区役所へ居宅届出書提出(8/1～介護予防支援事業所)の届出	○国保連へ6月分を請求	
9月1日 ～9月10日		○国保連へ8月分を請求		○居宅届出書を受理・登録、被保険者証を発行

※ 時期は目安です。退院時期等により全体的なスケジュールが変更となることもあります。

覚書

「(事業者名)」と「(利用者名)」の介護予防支援の契約にあたり、「(事業者名)」、「(利用者名)」、〇区〇部いきいき支援センターを運営する「(いきいき支援センター法人名)」の3者で次の事項について覚書を締結する。

- 1 利用する介護保険サービスが、「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」第3条に定める事業のみとなった月は「介護予防支援」から「第1号介護予防支援」に切り替わり、当該月の「(利用者名)」の給付管理を〇区〇部いきいき支援センターが実施する。この際、いきいき支援センターは「(事業者名)」と「(利用者名)」の介護予防支援の契約内容に沿って対応する。なお、この場合も「〇区〇部いきいき支援センター」から指定居宅介護支援事業者である「(事業者名)」に対し、業務の一部を委託する。
- 2 本覚書の有効期間は「(事業者名)」と「(利用者名)」が締結する介護予防支援の契約期間と同様とする。
- 3 「(事業者名)」は「〇区〇部いきいき支援センター」に対し、必要な範囲で「(利用者名)」の情報を提供する。

本覚書は原本を「(事業者名)」が、その写しを「(利用者名)」と「〇区〇部いきいき支援センター」が保管する。

年 月 日

利用者	介護予防支援事業所	いきいき支援センター
(氏名)	(法人名)	(法人名)
(住所)	(事業所名)	(センター名)
(電話番号)	(住所)	(住所)
	(電話番号)	(電話番号)